令和３年尾張東部衛生組合議会第１回定例会会議録第１号

令和３年３月26日（金曜日）

議事日程第１号

令和３年３月26日（金曜日）午前10時00分開会

日程第１　会期の決定について

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第３　議案第１号　尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正について

日程第４　議案第２号　指定金融機関の指定について

日程第５　議案第３号　令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議案第４号　令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算

出席議員（14名）

１番	三宅　聡	２番	長江公夫
３番	中川昌也	４番	朝井賢次
５番	原田　学	６番	花井守行
７番	伊藤真規子	８番	岡崎つよし
９番	野村ひろし	10番	ささせ順子
12番	片渕卓三	13番	大島令子
14番	陣矢幸司	15番	松原たかし

欠席議員（１名）

11番　谷口武司

説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊藤保徳	参与	森　和実
参与	吉田一平	副管理者	青山一郎
監査委員(識見)	加藤多喜雄	会計管理者	戸田仁司
瀬戸市 市民生活部長	藤井邦彦	瀬戸市 環境課長	山内　徹
尾張旭市 市民生活部長	大津公男	尾張旭市 環境課長	木戸雅浩
長久手市 くらし文化部長	浦川　正	長久手市 環境課長	冨田俊晴
事務長	加藤眞二	事務次長	渡辺雅司

事務局出席職員氏名

業務係長	堀田博嗣	業務係主査	奥土芳弘
議会書記	堀江敏郎	議会書記	杉原　誠

午前10時00分　開会

○議長（片渕卓三）　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。谷口議員から体調不良ということで連絡がありましたので、皆様にはお伝えしておきます。

これより令和３年尾張東部衛生組合議会第１回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定数を10名といたしましたので、ご承知おきください。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者はじめ関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承お願いいたします。

次に、監査委員から提出される例月出納検査の結果報告について、本日までに受理いたしております。これらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑の進め方について、ご確認します。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、１問につきましては再々質問までとして進めてまいりますので、よろしくお願いします。

これより日程に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会期の決定について

○議長（片渕卓三）　日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片渕卓三）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（片渕卓三）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、15番松原たかし議員及び１番三宅聡議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　議案第１号　尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正について

○議長（片渕卓三）　次に、日程第３、第１号議案尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ただいまご上程になりました第１号議案尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

下段に理由がございますが、この案を提出いたしますのは今後の組合行政を執行するに当たり必要な職員を配置するため、必要があるからでございます。

内容でございますが、職員の定数を30人から38人に８人増員するものでございます。これは、現在施工中の基幹的設備改良工事による延命耐用期間経過後の施設整備を見据え、今後必要となってまいります多岐にわたる事務の円滑な遂行のため、必要となる職員を配置できるよう職員定数を増員するものでございます。

施行期日につきましては、令和３年４月１日とするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片渕卓三）　ありがとうございました。理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

５番原田学議員の発言を許します。

原田学議員。

○５番（原田　学）　おはようございます。

上程されました第１号議案職員定数条例の一部改正について質疑したいと思います。

これは、今ご説明のあったように、今晴丘センターの炉の延命化工事が進められております。しかし、その後は10年たてば実際に晴丘センターそのものの建設をしていくと、そういう時期に入るわけですけども、そのためのもろもろの計画だとか所用について職員の増員を図ると伺っております。そこで、この８名増の内容について伺い

たいと思います。

まず、１番ですけども、上記の計画のためにどのような職員を配置をされるのか、８名の内容、内訳、専門分野または人数はどれほどか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　次期施設整備につきましては、建設用地に係る業務、環境影響評価等に係る業務、建設計画、運営方法等の検討に係る業務など様々な業務が予想されるため、業務がピークに達する段階の最大の職員配置数を想定し８人と増員するもので、事業の進捗に応じ、各業務の遂行に必要な事務職員、技師などをそれぞれ適切な時期に配置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「再質」の声あり）

原田学議員。

○５番（原田　学）　専門的技術を持った人を採用するという話でしたけども、具体的には電気技師、化学技師、建築技師、土木技師、いろんな技師があると思うんですけども、今必要と考える範囲の中でどう採用されるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　各業務の遂行に必要となる職種の技師につきましても、適切に配置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再々質疑があれば受けます。

（５番原田学「ありません」の声あり）

次に移ってください。

（５番原田学「次に移ります」の声あり）

お願いします。

○５番（原田　学）　これまで尾三衛生組合との広域化を図るなどの計画も考えられておりました。我々市議会のほうも全協でその結末について一応伺ってはおりますけども、その問題はどのようにされるのか、されたのか伺いたいと思います。

○議長（片渕卓三）　答弁。

はい。

○事務次長（渡辺雅司）　尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画については、先ほど仰せのとおりご報告を受けられておると存じておりますが、既存２施設の延命化目標年度終了後の施設整備はそれぞれ単独での処理体制を継続し、その次のタイミングで１施設へ集約した体制への移行を目指していく旨の方針が示されました。当組合といたしましては、その方針に基づき、単独での次期設備更新に向けて早期に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（５番原田学「次に移ります」の声あり）

○議長（片渕卓三）　移ってください。

○５番（原田　学）　それから、この施設そのものが昔から狭いなんて言われておりました。新たに晴丘センターの移転も含め、考慮に入れて事務を進められるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　次期施設整備につきましては、まずは地理的に構成市のほぼ中心に位置しております現在地での施設整備の方向性を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（５番原田学「分かりました。次行きます」の声あり）

○議長（片渕卓三）　移ってください。

○５番（原田　学）　いずれにしましても、４番目です、この地域の将来の人口の減少、それからごみは焼却するという考え方自体を変えるなど、ごみ行政の抜本的な転換も視野に入れて事務を進められるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　次期施設整備におけるごみの処理方式等の詳細な内容につきましては、人口の将来予測、構成市における廃棄物施策の方針及び他の自治体の取組や実績等を参考として検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

原田学議員。

○５番（原田　学）　じゃあ、ここは意見を述べさせていただきます。

四国で有名な上勝町というのがありまして、地域振興おこしもやって、おじいちゃんおばあちゃんが近くの山草を採って、それが商売になっちゃうという、そういう取組をやってる町なんですけども、早くからゼロベースと、燃やさない、埋め立てない、そういう政策で取り組んでおられます。

今調べてみたら、焼却炉の世界の３分の２は日本だと言われてます。ほかはあまり燃やさないという方法で、埋め立てちゃってるかもしれませんけど、そういう方法でやられているそうです。日本でも燃やさない、埋め立てない、こういうごみの取組もされております、一部ですけど。３市、当組合を合わせてそういう目標を掲げるべきではないかなと思うことを指摘しておきます。

５番目に移ります。

○議長（片渕卓三）　移ってください。

○５番（原田　学）　ごみ処理の規模はどれほどを計画されているか。現在、150トン炉が２基、その規模をどう考えておられるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画で、現行の２施設体制における尾張東部エリアで必要となる焼却施設の規模は日273トンの処理が可能な焼却炉とされております。今後の状況等の変化を注視しながら、適正規模の施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（５番原田学「次に移ります」の声あり）

○議長（片渕卓三）　移ってください。

○５番（原田　学）　建設後は条例定数をどう考えられますか。これを少なくしちゃうだか増やすだか、まだ分かりませんけども、その後はどう考えるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　施設整備後の職員定数につきましては、整備後の施設におけるごみの処理方式、リサイクル施設等の配置状況及びそれら施設の運営方法等により必要な職員配置が決まってまいりますので、施設整備後の状況等により判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「意見として言っときます」の声あり）

原田学議員、お願いします。

○５番（原田　学）　施設の今後の機能を充実をさせるためにも、それからそのために人員の充実を図るべきと意見として言っておきます。

以上です。終わります。

○議長（片渕卓三）　以上で原田学議員の質疑を終了いたします。

通告のありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第１号議案尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（片渕卓三）　挙手全員であります。よって、第１号議案尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第２号　指定金融機関の指定について

○議長（片渕卓三）　次に、日程第４、第２号議案指定金融機関の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ただいまご上程になりました第２号議案指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

下段に理由がございますが、この案を提出いたしますのは公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するに当たり、地方自治法第292条において準用する同法第235条第２項及び同法施行令第168条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるためでございます。

なお、尾張東部衛生組合の公金の収納及び支払いの事務につきましては、従来より瀬戸市会計課に処理業務を委託しておりますが、瀬戸市が指定の更新を行ったことに伴い、当組合につきましても同様の指定の更新を行うものでございます。

内容でございますが、１、指定金融機関を瀬戸信用金庫とし、２、指定期間を令和３年７月１日から令和６年６月30日までとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片渕卓三）　ありがとうございました。理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第２号議案指定金融機関の指定についてを採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（片渕卓三）　挙手全員であります。よって、第２号議案指定金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　議案第３号　令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）

○議長（片渕卓三）　次に、日程第５、第３号議案令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ただいまご上程になりました第３号議案令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

今回の補正は、第１条に記載しておりますとおり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ7,687万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,575万6,000円とするものでございます。その内容は、第２項に記載しましたとおり、３ページに掲載した第１表に表示してございます。

次に、継続費の変更につきましては、第２条に記載のとおり、４ページ及び５ページに掲載した第２表によるもので、焼却施設基幹的設備改良工事に係る継続費総額を51億4,910万円から１億377万8,000円増額して52億5,287万8,000円とし、令和元年度から令和３年度の３か年としていた継続費期間に令和４年度を加えるものでございます。

補正後の年割額につきましては、令和元年度、令和２年度の変更はなく、令和３年度の年割額を9,706万8,000円増額して31億4,096万6,000円とし、令和４年度の年割額を671万円とするものでございます。これは、昨年５月の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出による工事の一時中断及び工事工程の変更により、工期の延長と工事請負費の増額を見込む必要を生じたことによるものでございます。

続いて、歳入補正の明細について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

１款１項１目の一般経費負担金は、補正前の額を1,554万2,000円減額し５億4,300万7,000円とするもので、これは令和元年度からの繰越金の繰入れによるものでございます。

２目の建設経費負担金では、補正前の額を7,700万円減額し４億8,595万9,000円とするもので、建設事業費の減少によるものでございます。

２款１項２目の施設使用料は、補正前の額を4,900万円減額し３億7,880万円に補正するもので、新型コロナウイルスの影響で飲食店等からの事業系一般廃棄物の搬入量が減少したため、施設使用料を伴うごみの搬入量の減少を見込んだことによるものでございます。

続いて、12、13ページをお開きください。

４款１項２目の財産運用収入は、補正前の額に12万1,000円を追加して59万3,000円に補正するものでございます。これは、右ページの説明欄にありますとおり、廃棄物

処理施設整備基金の運用利子を計上するものでございます。

５款１項１目の繰越金は、補正前の額に6,454万2,000円を追加して8,671万2,000円とするものでございます。

次に、歳出の明細についてご説明いたします。

14、15ページをお開きください。

３款１項１目の建設事業費は、補正前の額である22億1,801万9,000円から7,687万9,000円を減額して21億4,114万円とするものでございます。この減額の内訳は、右ページの説明欄に記載してございますが、先ほど継続費の変更でご説明いたしました新型コロナウイルスの影響による一時的なごみ量の増加に伴う焼却施設基幹的設備改良工事の工程変更により、本年度の可燃ごみの地区外搬出に係る役務費、委託料、負担金が減少したことなど及び廃棄物処理施設整備基金の利子12万1,000円を積立金に加えるものでございます。

なお、16、17ページに補正前と補正後を示した継続費調書を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

以上が令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）の説明となります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（片渕卓三）　ありがとうございました。理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

５番原田学議員の発言を許します。

原田学議員。

○５番（原田　学）　それでは、ただいまご上程になりました第３号議案尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）のうちの焼却施設基幹的設備改良工事における継続費補正と、それから建設事業費について伺いたいと思います。

まず、４ページ、５ページ目です。ここの継続費補正というところで伺います。

第２表継続費補正において、令和２年度の予算について変更はありません。しかし、令和３年度では補正後の年割額が補正前に比べて約9,700万円の増加となったのは、令和２年度の工事内容とどういう関係があったのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　今回の継続費補正は、昨年５月の新型コロナウイルス感染症感

染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出による工事の一時中断及び外出自粛、ステイホームの定着などによりごみ搬入量が想定より増加し、長期間の焼却炉の運転停止期間を伴う当初の工事工程ではごみ処理に支障が生じる、つまりごみが処理できず可燃ごみピットがあふれてしまう事態に至ることが予測されたため、増加したごみの処理を当センター内で可能とする工事工程への変更を行ったことによるものでございます。

これにより、令和２年度に予定していた工事を令和３年度の施工へ変更することなどにより、全体費用の増加が発生する見込みになったもので、令和２年度の継続費の変更はございませんが、出来高は減少する見込みで、その際は逓次繰越しにより対応をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「じゃあ、次に移ります」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　２番、本来令和３年度で延命化の工事が終了でありました。今の説明を聞いても、令和３年度で終わるかなと思ったら671万円の年割額、これが令和４年度についております。これは一体どういう工事になるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　先ほどご説明いたしました工事工程の変更は、令和２年度に施工予定であった１号炉、２号炉それぞれ約90日間の運転停止期間を伴う集中的連続工事を、ごみ量の増加に伴い、焼却炉の運転期間を確保するため、当初連続して行う予定であったストーカ工事と給じん及び投入ホッパ工事を分割いたしました。これを工事工程の中で最も適切な時期に組入れ直したことにより、完了が令和３年度末までかかり、現場事務所解体等の附帯工事が令和４年度にずれ込む見込みとなったため、令和４年度の年割額として671万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「次移ります」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　次は、14、15ページ、ここの３款１項建設事業費、この中で伺いま

す。

一方で、３款１項１目の建設事業費については地区外への持ち出し6,602万円の減額と併せて委託料1,077万円の減額と、合計で7,687万円の減額の補正となってます、持っていく分を中で燃やしてるってことだから。これは、地区外の減額補正とされている。令和２年度の搬出計画に比べ減少したその結果、持っていくトン数はどんだけ減りましたか、伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ごみ量が増加傾向にあることにより変更せざるを得なかった焼却炉運転期間確保のための工事工程の組替えは、結果的には当センター内でのごみ処理可能量が増加し、当初予算では4,740トンの地区外搬出量を見込んでおりましたが、当補正予算案では1,300トンと３分の１以下になると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「次移ります」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　次は、７ページ、結局最後は浮いたお金と繰越金でという、ここの最後の顛末です。

４点目です。補正では、歳出に占める持ち出し重量が減少しました。一方では、令和元年から繰越金6,452万円、これを補正されました。それが最終的には３市の分担金及び負担金9,254万円、それから使用料及び手数料4,900万円の減額に充当されたと考えればよろしいでしょうか。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　今回の補正において負担金が減額となっておりますのは、地区外搬出経費の減額等による建設事業費7,687万9,000円の減額及び繰越金6,454万2,000円の繰入れによる負担金を減額させる要因と、施設使用料4,900万円の減額という負担金を増額させる要因によるものでございます。

なお、施設使用料4,900万円の減額は、新型コロナウイルスによる飲食店等からの事業系一般廃棄物の搬入量が減少している状況から、廃棄物処理施設使用料の減額を

見込んだことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「再質」の声あり）

お願いします。

○５番（原田　学）　この場合、例えば地方自治体なんかの繰越金は次の事業に備えて基金に積み立てるとか、そういうことをやるわけですけれども、この場合は３市の負担を軽くしたよというやり方を取ってます。

再質です。繰越金の扱いについては、各自治体では財調への積立てなどが考えられます。例えば、ここでいえば一部事務組合では、今回繰越金については次期施設の整備基金、今回２億2,000万円を積んでますけども、そこに積むのではなくて負担金の減額に充てております。これはどういう理由でこういう仕方をするのか伺っておきます。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　構成市からの負担金は、組合の経費に対して補助金や使用料及び手数料などでは賄えない部分のご負担をいただくものであります。令和元年度決算においては、歳出決算額が予算を下回り、歳入決算額が予算を上回ったため繰越金が発生したもので、これにより構成市にご負担いただく額が予算額より減少することとなったため、その精算を令和２年度の負担金額において行うものでございます。

なお、廃棄物処理施設整備基金への積立てでございますが、過去に当初予算計上における当基金への積立額が少額であった際には、構成市の合意によりこうした繰越金の一部を当基金への積立てに充てておりましたが、先ほど議員が仰せのとおり、令和２年度当初予算においては２億2,000万円の積立額を計上し、今回の補正予算案における財産運用収入額を加え２億2,012万600円の積立てを予定しているため、令和元年度の繰越金を当基金への積立てに充てる補正予算案とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再々質疑があれば受けます。

（５番原田学「以上で終わります」の声あり）

以上で原田学議員の質疑を終了いたします。

通告のありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、期限までに討論の通告はございませんでしたので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第３号議案令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（片渕卓三）　挙手全員であります。よって、第３号議案令和２年度尾張東部衛生組合一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　議案第４号　令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算

○議長（片渕卓三）　次に、日程第６、第４号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　ただいまご上程になりました第４号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,330万8,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと５ページ、６ページの合計欄に記載しておりますとおり、11億8,284万3,000円の増額となっております。増加の主な要因は、焼却施設基幹的設備改良工事、いわゆる延命化工事によるものでございます。

続いて、２ページにお戻りください。

第１表、歳入歳出予算の歳入では、３款国庫支出金として10億2,426万6,000円、７款の組合債で17億4,110万円を計上してございますが、これらはいずれも延命化工事に伴う国庫補助金と起債による収入でございます。

３ページの歳出、３款建設事業費34億2,246万8,000円には、延命化工事費及びそれ

に伴う可燃ごみの地区外搬出経費等が計上されております。

次に、４ページをお開きください。

第２表は、地方債でございます。起債の目的は、焼却施設基幹的設備改良工事のためです。限度額は17億4,110万円、起債の方法は普通貸借または証券発行で、利率は４％以内を予定しております。

それでは次に、歳入歳出の事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。

予算説明書の８ページ、９ページをお開きください。

１款１項１目の一般経費負担金の予算額は５億4,243万5,000円で、前年度に比べ1,611万4,000円の減額でございます。

２目の建設経費負担金は６億6,706万2,000円で、１億410万3,000円の増額でございます。なお、各構成市の負担金内訳は右ページ説明欄記載のとおりでございます。

続いて、２款１項１目の土地使用料は289万7,000円で、前年度に比べて127万2,000円の増額でございます。内訳は、職員等の駐車場使用料と鉄塔敷地などの行政財産使用許可に係る使用料でございます。

２目の施設使用料は４億774万2,000円で、前年度と比べ2,005万8,000円の減額でございます。内訳は、廃棄物処理施設使用料及び北丘スポーツ公園施設使用料でございます。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。

３款１項１目の国庫補助金は10億2,426万6,000円で、説明欄に記載のとおり、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で延命化工事に係るものでございます。

次に、４款１項１目の財産売払収入につきましては4,617万3,000円で、前年度と比べ597万3,000円の増額でございます。

２目の財産運用収入は47万2,000円で、前年度と同額でございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

５款１項１目の繰越金は1,000万円、前年度と同額でございます。

６款１項１目の預金利子は１万円で、前年度と比べ１万円の減額でございます。

続いて、14、15ページをお開きください。

６款２項１目の雑入は115万1,000円で、前年度より256万3,000円の減額でございます。

７款１項１目の組合債は17億4,110万円でございます。こちらも延命化工事に係るものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

１款１項１目の議会費は160万1,000円でございます。

右ページをご覧ください。

１節の報酬は73万2,000円でございます。続く７節の報償費から13節の使用料及び賃借料までは、右の説明欄の項番２に議会活動及び一般管理費として合計してございます。

なお、歳出科目につきましては地方自治法施行規則の一部改正に伴い、当組合では本年度予算書から歳出科目28節のうち７節賃金を廃止し、８節以降の節についてはその番号の繰上げを行っております。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

２款１項１目の一般管理費は4,850万4,000円で、前年度より660万3,000円の減額でございます。１節の報酬から４節共済費までは、説明欄の項番１に人件費としてまとめてございます。12節の委託料265万6,000円と18節の負担金補助及び交付金404万6,000円についての内訳は、説明欄の項番の３及び４のとおりでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

２項１目の工場管理費は７億1,653万8,000円で、前年度より2,437万円の減額でございます。

右ページの説明欄をご覧ください。

１節の報酬から４節の共済費までが人件費となり、説明欄の項番１に記載のとおり、一般職員29人分で２億4,191万8,000円、会計年度任用職員４人分で775万6,000円でございます。10節の需用費は１億377万1,000円で、内訳は説明欄の項番４をご参照ください。11節の役務費は200万円でございます。こちらの内訳は説明欄の項番５にございます。12節の委託料１億231万6,000円、14節の工事請負費２億5,530万5,000円及び18節の負担金補助及び交付金153万6,000円の内訳につきましては、23ページの説明欄をご参照ください。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

２目の最終処分費は２億106万7,000円で、前年度に比べ400万円の増額でございます。内訳は、瀬戸市北丘町にある最終処分場の施設管理費等でございます。

右のページをご覧ください。

10節の需用費は470万円で、薬品購入の消耗品費等でございます。12節の委託料は１億7,021万3,000円で、内訳は説明欄の項番２のとおりでございます。14節の工事請負費は2,407万7,000円で、内訳は項番３のとおりでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

３目の最終処分場周辺管理費は3,787万円でございます。支出内容は、北丘スポーツ公園及び周辺の施設管理に係るものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

３款１項１目の建設事業費は34億2,246万8,000円で、前年度と比べ12億444万9,000円の増額となっております。これは、右の説明欄に記載しておりますとおり、焼却施設基幹的設備改良工事と、それに伴う可燃ごみの地区外搬出経費に係る費用等でございます。

次の４款１項１目の利子1,026万円は、一時借入れを想定した場合の利子30万円と、延命化工事に係る組合債の利子996万円を計上したものでございます。

30ページをお開きください。

５款１項１目の予備費については、前年度と同額の500万円を計上しております。

歳出につきましては以上でございます。

なお、32ページ以降に給与費明細書、継続費調書、債務負担行為調書及び地方債調書を掲載してございますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上が令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片渕卓三）　ありがとうございました。理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

５番原田学議員の発言を許します。

原田学議員。

○５番（原田　学）　それでは、上程されました第４号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算について伺います。大きく４点に分けて伺います。

第１点は、予算書の６、７ページにあります４款公債費というとこです。

それでは行きます。

令和３年度の当組合の公債費比率は、前年度比で28.5倍――大きいですよね――となっておりますが、今後の見通しを伺います。

①これまで約10億円の組合債を令和３年度は17億4,110万円と1.7倍とし、焼却炉の延命化工事を進めておられます。結果は公債費の増加となっておりますが、今後の公債費の見通しを伺います。また、ピーク時はいつ頃で、どれほどの公債費となるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　組合債に係る公債費は、令和元年度起債済額１億1,550万円の利子支払い額及び令和２年度の起債予定額９億9,170万円の利子支払い額のみの計上となっており、据置期間を２年としているため、元金の返済額は計上しておりません。今後の起債においても元金支払いの据置期間を２年とした場合、令和３年度の起債における元金の返済が始まる令和６年度から向こう７年間、公債費計上額のピークが続くことになります。

また、令和２年度以降の起債においても返済方法を元金均等方式で元金支払いの据置期間を２年とした場合、ただし利率が確定しておりませんので、継続費調書の組合債額に基づく元金返済額のみの計算となりますが、ピーク時には約３億5,000万円の公債費を起債の償還のため計上することになると考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「次へ移ります」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　今言われたピーク時には３億5,000万円、これは元金返済だけでということだと思いますけど。

じゃあ２点目、増加する公債費に対し分担金、負担金は対前年度比8,700万円増となっておりますが、ピーク時の負担はどれほどとなるのか、その見通しはどうか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　組合債の償還のため、建設経費負担金につきましては今後も増加していくことが見込まれますので、一般経費負担金と合わせた当面の負担金額は、次期施設整備を見据えた廃棄物処理施設整備基金への積立額等によって変動する場合はございますが、おおむね令和３年度の負担金と同等の額を計上していくことになると考えております。なお、負担金額につきましては一時的に突出し、各構成市の大きな負担にならないよう年度間の平準化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「次に移ります」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　平準化を求めてやってくということですね。

次は３点目に行きます。

延命化工事によって、炉に関する維持修繕費は多分減ってくると思うんだけども、今後どのように軽減をされていくのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　現在実施中の基幹的設備改良工事は、経年劣化した主要設備の機能回復と設備の高効率化を図り、二酸化炭素排出量を削減することを目的に実施しております。これら対象工事のほとんどは、焼却炉の停止期間中でなければ実施することができない10年以上経過した機器の更新や竣工後初めて実施する設備の更新であることから、通常の運転計画において必要となる点検整備費用については、今後大幅に軽減できるものではございませんが、クレーン設備や投入ホッパーなどについては当面補修費用が軽減できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「じゃあ、次に移ります」の声あり）

お願いします。

○５番（原田　学）　炉は延命化をするんですけども、４点目、延命化工事以外は従来のままであり、維持管理費は増加すると考えられます。どのような見通しを持っておられるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　当施設には、今回の基幹的設備改良工事の対象以外にも多数の設備があり、例えば灰出し設備のコンベア類や建築設備、破砕機など、今後の定期点検により顕著な劣化状況が確認された場合には整備が必要となることから、維持管理費が増加する要素はございますが、引き続き計画的に整備を実施し、重大な故障や突発的な費用の増大につながらないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「じゃあ、最後に行きます」の声あり）

お願いします。

○５番（原田　学）　５点目、このように今後劣化する部分、それから直した部分、以上を総合して施設に係る経費の動向をどのように考えておられるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　基幹的設備改良工事後においては、焼却施設における長期の焼却炉の運転停止期間を伴う大規模な工事費の支出を見込む必要はなくなるものの、次期施設整備が完了するまでの間、安定的なごみ処理を継続するため、定期的な点検整備費用などの支出は続いていくものと考えております。

また、組合債の償還に加え、廃棄物処理施設整備基金への積立金も次期施設整備方針を見据えたものとする必要があることから、今後においても適切な予算の計上、執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

原田学議員。

○５番（原田　学）　じゃあ、まとめて意見として言っておきます。

先ほど答弁の中であったように、ピーク時に３億5,000万円ぐらいの公債費が六、七年続きますよというようなこと、それと併せて、今最後に少し言われました、10年後には新しい施設の検討に入っていくということです。そのためには、積立金を今から準備する必要があると思います。そういう計画的な資金計画に取り組む必要がある

ということを指摘して、次に移ります。

○議長（片渕卓三）　移ってください。

○５番（原田　学）　次は、工場管理費です。２款２項１目、ページ数は20ページ、21ページ。21ページの説明の１の人件費について伺います。

一番重要なのは技能員の方です、炉を燃やすところですから。そこで伺います。

１、工場管理費のうち焼却炉を扱う技能員について伺います。

①現在29名の職員体制とされ、うち20名が焼却炉の体制と伺います。令和３年度の人員体制の正規は、また再任用はそれぞれ何人の体制か伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　焼却炉の運転を担当する労務職員は20名で、うち１名はフルタイム勤務の再任用職員を予定しております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「次に行きます」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　２点目、その結果として、これはシフトを組んでやっておられると思うんですけども、シフトの体制はどのように編成をされておられるか、また勤務体制はどのようになってるのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　体制につきましては、基本的には４名５班体制によるローテーション勤務を予定してございます。

以上です。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「次に移ります」の声あり）

移ってください。

○５番（原田　学）　３点目、先ほどの答弁にあったように、再任用の方が１名でフル体制だと、普通再任用だと週４日とかそういうことなんですけども、そういう方が入って助けておられるっていうことだと思うんですけども、かつて再任用が新人を育てる

体制としていく、そんなような回答がここでありました。そんな回答もされましたが、実態としてどのように充実が図られているのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　先ほど基本的には４名５班体制と答弁いたしましたが、令和３年度は新人労務職員が配属される予定でございますので、新人が配属される班には年度当初の一定期間、短時間勤務の再任用職員を加え、５名体制で教育の充実を図る予定でございます。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

原田学議員。

○５番（原田　学）　じゃあ、これについて意見を述べたいと思います。

今、最後にお答えになりました新人１名が入ってこられる、そうすると教育指導が当然必要になります。フルタイムで再任用で入っておられる人は教育指導ができないもんだから、そこで再任用のもう一人の、多分別の方だと思います、３時間その人が指導に当たられるような体制だということだと思います。再任用と、それから正規職員、その割合が今後微妙になってくるかなと思うんです。再任用ばっかりに頼ってると、新規が次に育ってこない、そういう状況になるんではないかなと思います。

意見として言っときますが、そういうように正規と再任用、年金を満額もらえないから再任用は、それは当然だと思います。しかし、その再任用ばっか使っちゃって正規が少ないと、これは大変だな、そういう体制を改めて、正規を多く再任用を少なく、ある意味でいったら20名体制の正規がより理想的かなと思います。指摘だけしておきます。

以上です。

○議長（片渕卓三）　次に移ってください。

○５番（原田　学）　次に移ります。ちょっと戻りますけど、２款１項１目一般管理費について、18、19ページ、説明の４、会計年度任用職員というのがあります。これについて伺います。

２番、会計年度任用職員について。①会計年度任用職員の職種、それから勤務時間及び人数はどれほどか、うちフルタイムは何名か伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　一般管理費における会計年度任用職員は４名分の予算計上で、うち主に窓口における一般ごみ持込みに係る受付、精算業務に従事する者が３名、主に伝票作成などの経理事務に従事する者が１名分となっております。

勤務時間は、7.25時間の者が２名、6.5時間の者、4.25時間の者がそれぞれ１名として予算計上してございます。なお、フルタイム会計年度任用職員に係る予算計上は行っておりません。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「それでは、２点目に入ります」の声あり）

はい。

○５番（原田　学）　かつての臨時職員が改められて会計年度任用職員と、そういう具合に名称も身分も変わりました。期末手当など、一部も支給されるようになりました。

その中でも、ほかの職員と同様に勤務はされるが、毎日僅か15分とか30分の短縮勤務とされる場合もあり、これは実際にはさっき言われた１日7.25時間ですよね。本来は正規雇用とするべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　現在のところ、会計年度任用職員が従事することを予定しておる業務はパートタイム勤務により対応が可能と考えておりますので、フルタイム勤務の会計年度任用職員の配置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

原田学議員。

○５番（原田　学）　再質、２点目。

同じ職場で仕事の内容は異なるけども、雇用の施策として僅かに30分の短時間要請をするような職員、そういう職員の扱いが本当に必要があるのかどうか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　適切な予算の計上、執行のため、業務内容に応じ必要となる会計年度任用職員の配置を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再々質疑があれば受けます。

（５番原田学「じゃあ、意見として言っときます」の声あり）

○５番（原田　学）　今の適切な予算は、経費の適切な活用だと思うんですけども、そういう考え方での実施だと思いますけども、一方、自治体だとかこういう一部事務組合は地元の雇用を保障することも一つの大きな施策だと考えます。ぜひその点を配慮していただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（片渕卓三）　移ってください。

○５番（原田　学）　それでは、歳入について伺います。

施設使用料について、２款１項２目、８ページ、９ページ、廃棄物処理施設使用料。

①令和３年度予算は、令和元年度決算約４億1,900万円に比較して、約1,300万円の減額とされております。焼却炉の運転休止に伴うごみ搬入の減少と考えていいのか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　令和３年度予算計上額における廃棄物処理施設使用料が令和元年度決算額を下回っておりますのは、延命化工事による焼却炉の停止期間によるものではなく、新型コロナウイルスによる外出自粛、ステイホーム等の影響により飲食店等からの事業系一般廃棄物の搬入量が減少している状況などにより、使用料を伴うごみの搬入量が減少すると見込んだことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

（５番原田学「２点目」の声あり）

お願いします。

○５番（原田　学）　一方で、昨年10月に行われた当組合議会で当施設の設置及び管理に

関する条例の一部が改正されました。ごみの持込み使用料については、従来に比べ幾ら増額をされているか伺います。

○議長（片渕卓三）　答弁に入ります。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司）　今回の施設使用料の改正は、10キロ200円という単価そのものを改正するものではなく、ふだんは構成市の定期収集等をご利用いただき、やむを得ず持込みをされる場合はなるべくまとめて搬入していただくよう、20キログラムまでの無料区分をなくし、50キログラムまでの持込みであれば一律1,000円とするものであり、少量ごみの抑制が図られれば施設使用料の増減は僅かで予算に影響を及ぼすものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（片渕卓三）　再質疑があれば受けます。

原田学議員。

○５番（原田　学）　じゃあ、最後に意見だけ言っておきます。

そういうごみ量の削減方式だということとして、今言われたとおりです、20キロは無料であったものを50キロまで1,000円という、そういう方法が取られたけども、これはある意味でいうと市民の生活に直接影響するものであり、問題だと思います。

以上です。指摘だけしておきます。

以上で終わります。

○議長（片渕卓三）　席へお戻りください。

以上で原田学議員の質疑を終了いたします。

通告のありました質疑は以上です。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

５番原田学議員の発言を許します。

原田学議員。

○５番（原田　学）　私は、第４号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

当組合の令和３年度の予算は、当組合の重要な部分である焼却施設基幹的設備改良工事の最終年に当たります。なお、工程の変更により一部の工事を残してはいます

が、延命工事を完成させる重要な年となります。

一方で、コロナ禍の下、ごみの収集、搬入などの取扱いについても消毒、マスクなどの装備や注意を怠ることはできませんので、今年の夏の業務は大変な重労働になることから、その対象も十分注意を払っていただきたいと思います。中でも職員体制の充実は欠かせません。技能員の方がシフトを組んで焼却の作業に当たっておられますが、再任用を含む20人体制であり、４人５班体制はぎりぎりのところでシフトは取られているものの、１人でも休まれた場合はさらに再任用の方に支援をしてもらうことが必要になり、少しでも余裕のあるシフトが組める体制こそ必要と考えます。より正規職員の充実を求めるものです。

また、職場の体制についてはフルタイムの会計年度職員の方も窓口対応などで業務に携わっておられますが、毎日30分短縮型の勤務体制については抜本的な見直しこそ必要であり、正規の採用にすべきと考えるものであります。

また、昨年10月の議会では市民の持込みごみについて、これまで20キロまで無料であった家庭ごみが50キロまで1,000円となりました。住民の暮らしを支える重要な料金であり、より利用しやすい使用料とすべきと考えるものであります。

ごみの減量化を３市で進め、燃やさない、埋め立てない、21世紀型のごみ施策を目指すべきことを指摘し、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（片渕卓三）　通告のありました討論は以上です。

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片渕卓三）　ないようでございますので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第４号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算を採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（片渕卓三）　挙手多数であります。よって、第４号議案令和３年度尾張東部衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められていますので、発言を許します。

管理者。

○管理者（伊藤保徳）　議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、議決を賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。

さて、延命化工事でありますけれども、工事も本格化し、焼却炉の停止期間、稼働期間の調整が大変重要になっているところでございます。ごみ搬入量の一時的な増加等により、この停止、稼働期間を踏まえた工程の変更をせざるを得ませんが、これまで構成３市や近隣自治体の清掃工場のご協力の下、ごみ処理を滞らせることなく工事を進めているところでございます。

令和３年度は、実質的な最終年度となり、工事の内容、規模も拡大をいたします。搬入されるごみの円滑な処理を行いながら事業を推進するためには、構成市のごみ減量への取組はもとより、組合議会議員各位のご理解、ご協力が不可欠であります。ぜひとも、格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

各位におかれましては、年度末、年度替わりの時期で大変お忙しいことかと存じますけれども、ご自愛をいただきまして、今後とも組合運営へのお力添えを賜りますことをお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（片渕卓三）　ありがとうございました。

これにて令和３年尾張東部衛生組合議会第１回定例会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前11時14分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員